

## 第6章 その他良好な景観の形成のための必要な事項

### 1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

#### (1) 景観重要建造物の指定の方針

良好な景観形成を行うにあたり、外観の優れた建造物など景観上重要な建造物（庭園など建造物と一体となって良好な景観を形成している土地を含む）が存在する場合には、所有者の意見を聴いた上で「景観重要建造物」として以下の方針に基づき指定することとします。

なお、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定（仮指定を含む）された建造物については適用しないこととします。

歴史・文化的観点から、地域の景観形成に寄与しているもの  
地域のシンボリック存在となっているものなど、市民に親しまれているもの  
優れたデザインを有し、地域の良好な景観形成に重要な役割を果たしているもの

#### (2) 景観重要樹木の指定の方針

良好な景観形成を行うにあたり、外観の優れた樹木が存在する場合には、所有者の意見を聴いた上で「景観重要樹木」として指定することとします。

なお、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定（仮指定を含む）された樹木については適用しないこととします。

特徴的で優れた外観を有し、地域の良好な景観形成に重要な役割を果たしているもの  
地域のシンボリック存在となっているものなど、市民に親しまれているもの

### 2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置等に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、地域の商業活動などを活発にし、にぎわいのある景観を形成する一助となります。しかし、屋外広告物が無秩序に掲出されると、地域本来の景観の特徴が失われるほか、街の美観も損なう恐れがあります。現在、桜井市では「奈良県屋外広告物条例」に定められた禁止広告物や禁止地域などの基準に基づき屋外広告物を規制・誘導しています。今後は本市の屋外広告物を調査し、三輪山や青垣に囲まれた田園景観など桜井市の特性を踏まえた屋外広告物の適正な誘導を行っていくため、市独自の条例制定に向けた検討を進めていくものとしします。

### 3 . 景観重要公共施設の整備に関する事項

---

景観計画区域内における道路や駅前広場、河川、公園などの公共施設は、良好な景観を形成する上で重要な景観となるほか、市民の景観意識を高めるなど、市民や事業者が景観まちづくりを進める上での先導的役割を担うものです。

特に規模の大きなものや多くの人々に利用される公共施設については、関係機関との協議、合意形成を図り、景観法に基づく景観重要公共施設として指定を行います。また、景観重要公共施設として位置づけたものについては「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定め、先導的に景観形成を進めます。

なお、公共施設を設置する場合は「奈良県公共事業景観形成指針」に示されている内容に十分配慮するとともに、可能な限り、本市の木材の活用に配慮します。

#### 【景観重要公共施設の候補】

利用者が特に多いもの、シンボルとなる場所など、市の景観を構成する中で重要なもの

- ・ 駅前広場、幹線道路、主要河川、都市公園 等

重点景観形成区域の中で特に地域の特徴を表しているもの

- ・ 歴史的まちなみを構成する街道や路地、広場、水路 等

### 4 . 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

---

本市の美しい景観を構成する要素の一つに、青垣に囲まれた平野部に広がる田園景観があげられます。そこでは貴重な水を確保するためのため池や古墳、集落が点在し、のどかな田園景観が形づくられています。その田園景観は先人たちが地域の自然環境を大切に利用し、永い年月を重ねて創り出してきた地域の暮らしが息づく農業の景観です。

このような農業景観を保全するとともに、良好な営農条件を確保していくために、農業景観の特性や基本方針を踏まえ、景観農業振興地域整備計画の策定を検討していくものとします。